

復 命 書

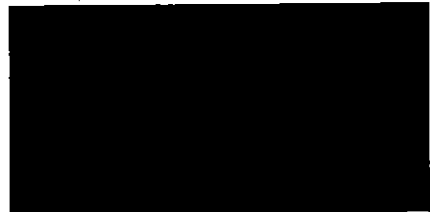
| | 所長 | 次長 | 総務課長 | 技監 | 治山課長 | 係長 | 課 員 |
|----------------------------|---|----|------|----|------|----|-----|
| 供 覧 | | | | | | | |
| 日時 | 平成 19 年 6 月 27 日 (水) 10:00~11:30 | | | | | | |
| 出張先 | 熱海市伊豆山字赤井谷 | | | | | | |
| 用件 | 無断開発地の現地指導 [redacted] について | | | | | | |
| 内 容 及 び 結 果 | <p>1 事業者 [redacted]</p> <p>2 場 所 熱海市伊豆山字赤井谷 [redacted]</p> <p>3 立会者 [redacted]</p> <p>4 同 行 [redacted]</p> <p>5 現 況 ○防災施設設置工事施工中。 ・ 沢末端部に転石積みの堰堤施工中。 ・ 土砂を盛りこぼしていた法面は、不安定土砂を除去。法尻（上記の堰堤の左岸袖部に当たる位置）に丸太柵工施工。除去した土砂は、堰堤上流部に排土しセメント安定処理で固定している。</p> <p>6 指導内容 ○ [redacted] に、以下の内容を指示するとともに経緯の聴き取りを行った。 ・ 6月5日に現地指導した書類等の期限（～6/25）を過ぎているため早急に区域を実測し、求積図と復旧計画を提出すること。 ・ [redacted] から聞き取りした、現地の経緯については別紙のとおり。 ○以下、防災対策を進めるための助言を行った。 ① 法面の早期緑化を図るために、種子吹付が効果的。 ② 転石積みで高さのある堰堤を設置するのは、崩壊した場合危険。転石積みの護岸を法尻に配置すれば、溪岸侵食の防止が図られる。 ③ 沢本流に丸太等で土留工を設置することにより、不安定土砂の固定を図る（進入路の上部）。</p> <p>7 結 果 以下、[redacted] 回答。 「指導内容は了解。復旧計画、求積、経緯をまとめた上で農林事務所に伺う。」</p> | | | | | | |

上記のとおり復命します。

平成 19 年 6 月 28 日

東部農林事務所長様

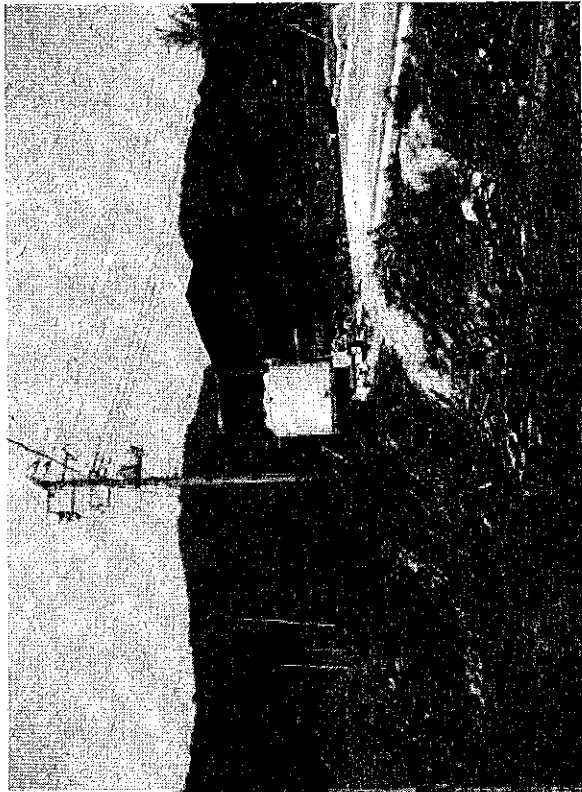
職氏名

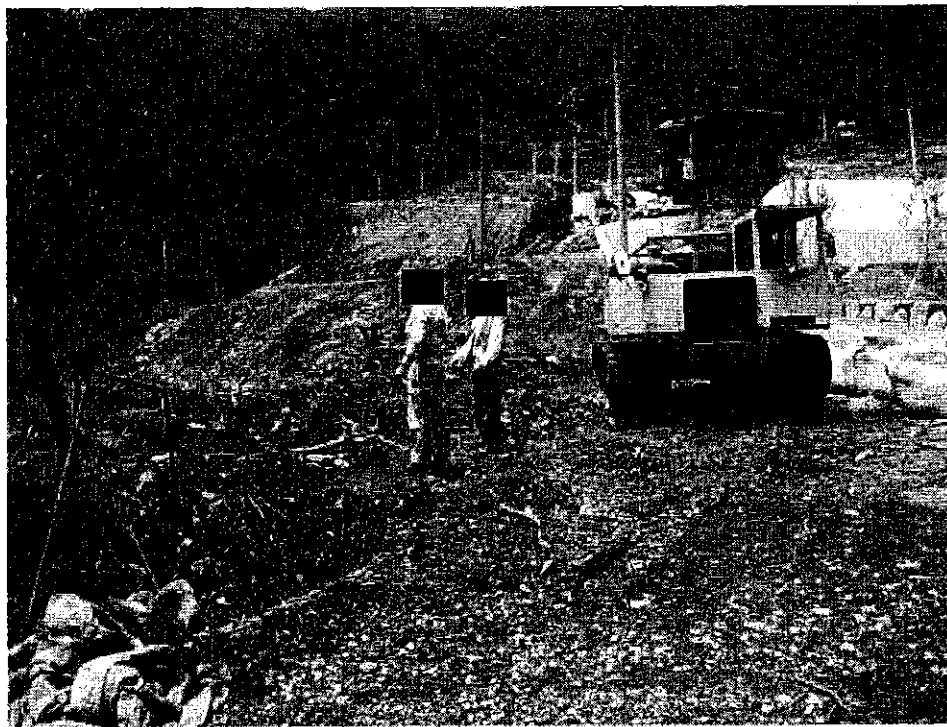
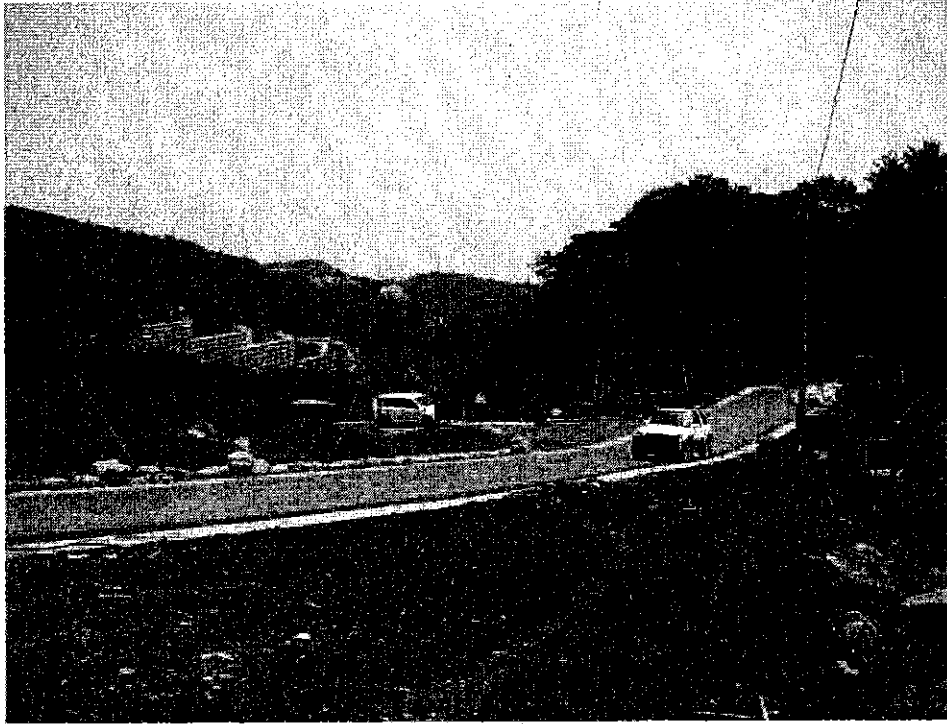


経緯 () 聞き取り

- 1 現地伊豆山での宅地造成事業に当たり、() は過去5年現場を担当し常駐している。
- 2 本社 () の構想では、現地熱海市管理の貯水槽上流の沢を埋め立て、宅地造成する計画である。
- 3 過去、山腹崩壊があり、沢部への進入路はその後土砂の流出防止工事のために設置した。当初予定は現在施工中の石積堰堤のさらに下流に、もう1基の石積堰堤を設置する計画であったが行政の指導により見合わせた。進入路も、右岸に渡った後下流へ下る計画であったがストップしている。
- 4 土砂の盛りこぼしを行った法面は、() () 盛土して復旧した部分に当たる。雨水が法面に流れ込み決壊した。今後の降雨時には、大型土のうを据え付けられるよう準備している。
- 5 沢全体を開発するつもりはなく、1haを超えて県の許可が必要となるという認識はなかった。自然災害により裸地化したため広く開発しているように見えるが、すべてが転用区域ではない。







東部農林事務所行政視察

<実施日> 平成19年6月27日(水)

<参加者>

(午前中の熱海市伊豆山のみ

<日 程>

8時30分 東部総合庁舎出発



10時00分 熱海市伊豆山



11時00分 熱海市上多賀



11時50分 伊東市役所(昼食)



12時20分 伊東市役所出発



13時00分 ①東伊豆町奈良本「丸鉄園」

②伊東市池

③伊東市高室山



15時30分 伊東市高室山出発



17時00分 総合庁舎着